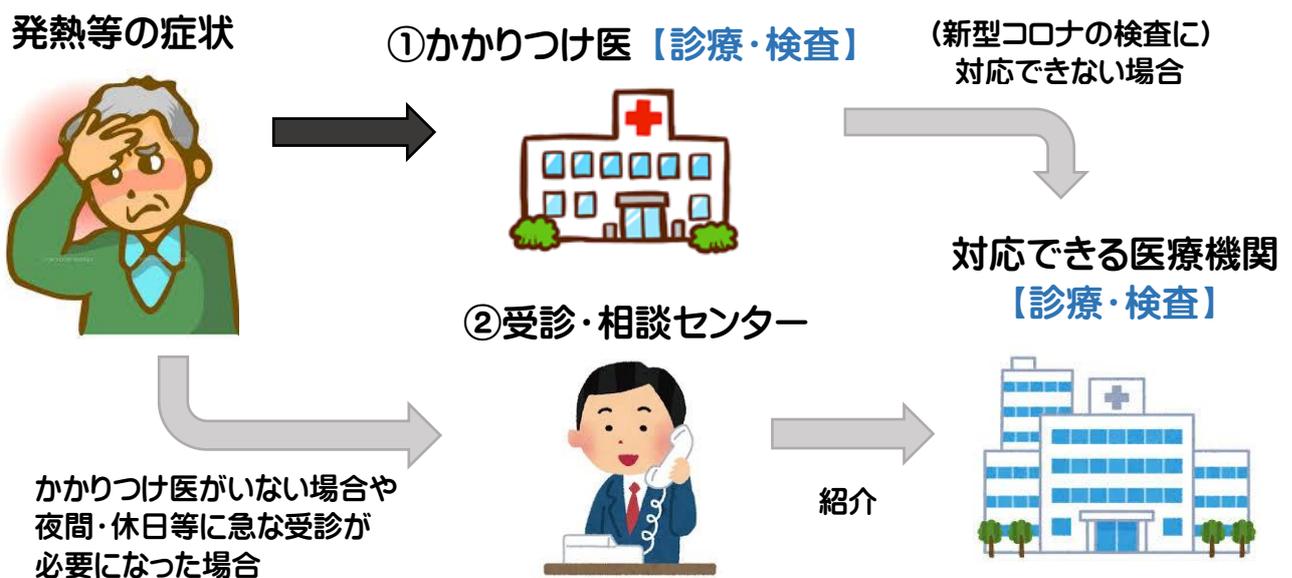


発熱等の症状が出た場合は 「かかりつけ医」へご相談ください

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えるため、**11月1日**から、新型コロナウイルスの相談体制が変わります。

- 変更点 ●「帰国者・接触者相談センター」は「受診・相談センター」に名称が変わります。
- 発熱等の症状が出た場合は、直接かかりつけ医等の身近な医療機関へ相談してください。
 - かかりつけ医がない場合や夜間・休日等に急な受診が必要になった場合には「受診・相談センター」へ相談してください。



<相談窓口>

①まずは、ご自分のかかりつけ医へ電話でご相談ください。

*発熱などの症状があつて昭和村国保診療所を受診するときは、必ず事前に電話でご相談ください。

昭和村国保診療所 電話 57-2255 受付時間 9時から17時(平日のみ)

②受診・相談センター(福島県)

*かかりつけ医がない場合や夜間・休日等に急な受診が必要になった場合
電話 0120-567-747 (24時間対応)